第６号様式（第６条関係・その１）

請　　　　　求　　　　　書

（　燃　料　代　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年　　　月　　　日

（宛先）秋田市長

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 法人の代表者氏名 |  |
| 発行責任者(部署・氏名) |  |
| 担当者(部署・氏名) |  |
| 連絡先 |  |

　秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第４条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　金　　　　　　　 円

２　内　　訳　　別紙 ３ 請求内訳書のとおり

３　令和７年４月６日執行　秋田市長選挙

４　候補者の氏名

５　金融機関名、口座名および口座番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 預金種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ |  | | |
| 口座名 |  | | |

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書および給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号もしくは第36条の18第1項第3号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量および燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）、自動車代については候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書、運転手代については選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

４　契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでありません。